

広島県警察における通信指令技能検定の実施に関する訓令

平成22年3月12日

本部訓令第4号

改正 平成28年1月本部訓令第2号

平成30年11月本部訓令第17号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察における通信指令技能検定の実施に関する訓令を次のとおり定める。

広島県警察における通信指令技能検定の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、広島県警察における通信指令技能検定（以下「検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令第17号〕

(検定の目的)

第2条 検定は、広島県警察職員の通信指令に関する知識及び技能を検定し、通信指令に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

一部改正〔平成30年本部訓令第17号〕

(検定の実施)

第3条 検定の級位は、初級、中級及び上級とし、各級位の検定を毎年1回以上実施するものとする。

2 初級の検定は学科試験により、中級及び上級の検定は学科試験及び実技試験により行い、学科試験及び実技試験は通信指令に関する知識及び技能について行うものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令第17号〕

(検定官)

第4条 検定の審査を行う検定官は、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）とする。

2 検定官は、検定官の事務を補助する職員を指定し、事務を補助させることができる。

3 検定官及び前項の規定による補助者が検定の審査又は補助を行うに当たっては、公平性の確保に注意しなければならない。

一部改正〔平成30年本部訓令第17号〕

(受験者の推薦)

第5条 検定は、次の各号に定める級位の受験資格条件を満たす警部補以下の階級の警察官であって、所属長が推薦する者に対して行うものとする。ただし、警察学校に入校中の者が受験する場合にあつては、所属長の推薦を要しない。

(1) 初級

採用時教養における職場実習又はこれと同等の研修を修了した者

(2) 中級及び上級

初級を有する者

2 前項の推薦は、別記様式第1号の通信指令技能検定受験推薦書を、通信指令課長を経て地域部長に提出して行うものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令第17号〕

(合格証書の交付等)

第6条 検定に合格した者には、別記様式第2号の通信指令技能検定合格証書（次条において「合格証書」という。）を授与するものとする。

2 通信指令課長は、別記様式第3号の通信指令技能検定合格者台帳を備え、合格者の状況を明らかにしておかなければならない。

3 通信指令課長は、検定の実施の都度、合格者の情報を警務部警務課長に提供するものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令第17号〕

(合格証書の取扱い)

第7条 合格証書の交付を受けた者は、これを保管しなければならない。

2 合格証書を毀損し、又は亡失したときは、所属長を経て通信指令課長に再交付の申請をすること

ができるものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令17号〕

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検定の実施に関して必要な事項は、地域部長が別に定める。

一部改正〔平成30年本部訓令17号〕

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月28日本部訓令第2号)

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則 (平成30年11月27日本部訓令第17号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

(別記)

様式第1号

(第5条関係)

一部改正〔平成28年本部訓令第2号〕

様式第2号

(第6条関係)

様式第3号

(第6条関係)